

条 例

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例

(琵琶湖流域下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、滋賀県琵琶湖流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。次項において「流域下水道」という。）の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

3 流域下水道の名称、流域下水道の処理区の名称および流域関連公共下水道（下水道法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。以下この項において同じ。）の処理区域（同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下この項において同じ。）の存する市町は、次のとおりとする。

流域下水道の名称	流域下水道の処理区の名称	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町
琵琶湖流域下水道	湖南中部処理区	大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東 近江市 日野町 竜王町
	湖西処理区	大津市
	東北部処理区	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
	高島処理区	高島市

4 琵琶湖流域下水道に公園を付置する。

(重要な資産の取得および処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が7千万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公園の適正な管理に関し必要な事項

(指定管理者による公園の開園時間等の変更)

第19条 第15条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第9条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開園時間を変更し、または同条第2項に規定する休園日を変更し、もしくは臨時に休園日を定めることができる。

(利用料金)

第20条 第15条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、承認に係る特定施設の使用の開始までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。
- 5 利用料金は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により承認に係る特定施設を使用することができないときその他指定管理者が必要と認める場合であって知事の承認を得たときは、この限りでない。
- 6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(滋賀県下水道審議会)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

(審議会の組織等)

第22条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に付則第8項の規定による改正前の滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和57年滋賀県条例第18号。以下「旧流域下水道条例」という。)第1条第2項の規定により付置されている公園(次項において「旧公園」という。)は、第3条第4項の規定により付置される公園(次項において「新公園」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に指定されている旧公園の指定管理者は、新公園の指定管理者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧流域下水道条例第15条の規定により置かれている滋賀県下水道審議会(次項において「旧審議会」という。)およびその委員は、第21条の規定により置かれる滋賀県下水道審議会(次項において「新審議会」という。)およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行前になされた旧審議会に係る諮問、答申その他の行為は、新審議会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

6 この条例の施行前に旧流域下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為がこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(関係条例の廃止)

7 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県琵琶湖流域下水道維持管理基金条例(平成5年滋賀県条例第2号)

(2) 滋賀県流域下水道事業特別会計条例(昭和46年滋賀県条例第16号)

(滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部改正)

8 滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例

第1条および第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の18第1項において準用する法第7条第2項および第21条第2項の規定に基づき、琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準および終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
1 2 月 2 8 日
号 外 (4)
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則 (下水道課) 1
- ※滋賀県税規則の一部を改正する規則 (税政課) 4
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例
施行規則の一部を改正する規則 (県民活動生活課) 10
- ※滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (下水道課) 10

○ 訓 令

- ※滋賀県例規集編さん規程の一部改正 (総務課) 11

規 則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第61号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例 (平成30年滋賀県条例第43号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公園の休園日)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項ただし書に規定する施設は次の各号に掲げる施設とし、その休園日は当該各号に定める日とする。

- (1) プール 9 月 1 日から翌年の 7 月 20 日までの日 (同月の第 3 月曜日ならびにその直前の土曜日および日曜日を除く。) および同月 21 日から 8 月 31 日までの間の火曜日
- (2) グラウンドゴルフ場 火曜日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日) および 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (3) キャンプ場 11 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日 (11 月 3 日ならびに同月の第 1 土曜日および第 1 日曜日を除く。) および次に掲げる月にあつては、それぞれ次に定める日
 - ア 4 月および 10 月 月曜日から金曜日までの日 (4 月 30 日および休日を除く。)
 - イ 5 月、6 月および 9 月 月曜日から木曜日までの日 (5 月 1 日および同月 2 日ならびに休日を除く。)
 - ウ 7 月 7 月 1 日から同月 20 日までの間の月曜日から木曜日までの日および同月 21 日から同月 31 日までの間の火曜日
 - エ 8 月 火曜日
- (4) おもしろ自転車 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの日および 3 月 1 日から 11 月 30 日までの間の月曜日から木曜日までの日 (休日を除く。)(3 月 25 日から 4 月 7 日までおよび 7 月 21 日から 8 月 31 日までの間にあつては、火曜日)

(入園の制限)

第 4 条 知事 (指定管理者に公園の管理 (設置および改築を除く。以下同じ。) に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第 10 条までにおいて同じ。) は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公

第20条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、琵琶湖環境部下水道課において処理する。

(雑則)

第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第62号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「県内に事務所または事業所を有する法人または団体(以下「法人等」という。)であつて」を削り、「法人等が控除対象寄附金該当法人等届出書」を「法人または団体(以下「法人等」という。)が控除対象寄附金該当法人等指定申請書」に改め、同条第2項中「法人等の名称、主たる事務所の所在地および県内に有する事務所または事業所の所在地ならびに指定をした日」を「次に掲げる事項(県内に事務所または事業所を有しない法人等にあつては、第3号に掲げる事項を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人等の名称
- (2) 主たる事務所または事業所の所在地
- (3) 県内に有する事務所または事業所の所在地
- (4) 指定をした日

第11条の2第3項中「法人等が」を「法人等は」に、「控除対象寄附金該当法人等届出書」を「控除対象寄附金該当法人等指定申請書」に改め、同条第4項中「、準用する」を「準用する」に改め、同条第5項中「第1項または第3項」を「第1項、第3項、第5項または第6項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県内に事務所または事業所を有しない法人等にあつては、この限りでない。

第11条の2第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 指定を受けた法人等のうち県内に事務所または事業所を有しないものは、毎事業年度終了後4月以内に、当該事業年度に県内において主たる目的である業務を行つたことを証する書類を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、必要と認めるときは、指定を受けた法人等に対し関係書類の提出を求めることができる。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(控除対象寄附金該当公益信託の指定の手續)

第11条の2の2 条例第21条の2第1項第3号エの規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、当該指定を受けようとする公益信託の受託者が控除対象寄附金該当公益信託指定申請書を提出することによつて行うものとする。

- 2 知事は、指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 公益信託の名称
- (2) 指定をした日

- 3 指定を受けた公益信託の受託者は、控除対象寄附金該当公益信託指定申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに控除対象寄附金該当公益信託変更届出書を知事に提出しなければならない。

- 4 第2項の規定は、前項の規定による控除対象寄附金該当公益信託変更届出書の提出があつた場合について準用する。

- 5 指定を受けた公益信託の受託者は、毎事業年度終了後4月以内に、当該事業年度に県民の福祉の増進に寄与する事業を行つたことを証する書類を知事に提出しなければならない。

- 6 知事は、必要と認めるときは、指定を受けた公益信託の受託者に対し関係書類の提出を求めることができる。

別表2(6)の2の項中「の届出書」を「の申請書」に、「控除対象寄附金該当法人等届出書」を「控除対象寄附金該